

様式第2号

事業計画書（提案の概要）

募集施設の名称	長浜市曳山博物館	
申請者	所在地	長浜市元浜町 14 番 8 号
	団体名	公益財団法人長浜曳山文化協会
	代表者氏名	理事長 大塚 敬一郎
指定管理料提案額	令和7年度：31,392,000円 令和8年度：31,392,000円 令和9年度：31,392,000円	

1 管理運営についての基本方針等【審査基準：条例第4条第1号及び第2号】

(1) 施設の管理運営についての基本方針	<p>長浜市曳山博物館管理条例第1条にある、長浜曳山祭の保存と伝承及び祭から派生した地域文化の創造を図り、活力と個性にあふれた地域社会の実現に寄与するための事業を行なう。具体的には、第3条にある資料の収集、保管、情報提供及び展示を行なうが、長浜曳山祭の保存、伝承が当財団の設置目的、事業にあり、財団を活発に運営し、長浜市曳山博物館の設置目的に沿う適切な事業を行なう。</p>
(2) 指定管理者を希望する理由・目的	<p>当財団は、ユネスコ無形文化遺産及び国指定重要無形民俗文化財である「長浜曳山祭の曳山行事」について、保存・伝承・普及・啓発等を目的とする保護団体として事業を実施している。これらの活動実施及び目的達成にあつては、曳山博物館が大きな役割を担っている。中でも曳山展示は、来館者に大きな感動を与えており、祭の普及・啓発に大きく寄与している。また、曳山祭の執行には欠かせない、曳山および懸装品、曳山収蔵山蔵等の修理にかかる諸事業は、当財団が全山組を集約して行っている。そして、曳山博物館には、全国的に稀有な修理ドックが設置されており、曳山修理等は当該ドックを活用している。このように、当財団の事業は、曳山博物館を中心に行っており、指定管理なくしては事業が行えない状況であることから、指定管理受託を強く希望する。</p>
(3) 施設の課題とその対応	<p>長浜市曳山博物館は平成12年10月の開館から間もなく25年を迎えるが、躯体、設備ともに経年劣化がかなり進んでいる。</p> <p>雨漏れなど博物館の開館に影響を及ぼす事案等については、市関係課と連携して対応にあたる。</p> <p>博物館としての要は、高度な仕様になっている展示施設（空間）にある。曳山収蔵庫、懸装品収蔵庫、関連資料の展示ケース等の点検及び修繕、温度や湿度、照明など文化財に負担のかからない環境を維持するため、細心の注意を払いながら、管理運営に努める。</p> <p>また、展示施設としてだけでなく、トイレや授乳室などのユーティリティ（公共的施設）を備える施設であり、特に夏場においては「クールシェア」としての需要も高いため、利用者にとって安心、安全に利用できるよう整備していく。</p>

	2025年公益法人制度改革については、顧問税理士法人及び市関係課と協議、調整により適切な執行を行う。
--	--

2 組織体制・職員配置等【審査基準：条例第4条第4号】

(1) 管理運営の組織体制	事業計画書のとおり
(2) 管理運営に係る職員配置及び今後の採用計画	
(3) 人材育成の考え方や職員の研修計画等	

職員の少ない当財団では、計画的な職員研修を実施するための人員、費用を生み出せないことから、職務執行能力は個々の努力によるところが大きい。担当の専門分野(学芸、公益法人会計、グラフィック等)は常に研鑽に励み業務に生かしている。

また、全国山・鉾・屋台保存連合会・祭屋台等製作修理技術者会、日本博物館協会、滋賀県博物館協会等の全国組織に加盟しており、それぞれの協会から学術資料等送付資料を活用し個々の能力を高める。

3 利用促進等【審査基準：条例第4条第1号及び第2号】

(1) 施設の利用促進に向けた具体的な取組(施設の特徴を活かした自主事業の展開を含む。)及び達成目標	<p>博物館の重要な位置を占める展示については、実物の曳山を展示する常設展および年間を通じて計画的に企画展を行ない、計画的な宣伝活動に努め集客増を図る。その中で、曳山博物館に来館したことがない小中学生をターゲットにした取組みを実施していく。</p> <p>また、企画展や新たなコンテンツを開発した際、地元の商店街、まちづくり団体等との連携により積極的な着地型の情報発信を行う。発地型については、観光協会との連携を強化するとともに、HPにおいてプロセスエコノミーを取り入れた情報の更新により、博物館に興味を持ってもらえる工夫も試みたい。</p> <p>当財団の三役修業塾では、日々の稽古の成果を発表する場を設け、歌舞伎に関連する、義太夫、三味線、振付の発表会を開催し、普及啓発を進め集客に努める。</p> <p>当財団の伝承委員会において、長浜市立西中学校第1学年の「曳山文化教室」の4講座を受け持ち、曳山博物館活用した教室を実施することにより、中学生の入館率を高めている。第1学年での学び、体験を通して、第2学年4月の長浜曳山祭の本日に、観光客等に向けたガイドとして活躍してもらおう。</p> <p>また、市内小学校の校外学習の一環として、博物館の見学受け入れや学校に赴いての事前学習も行っていく。</p> <p>ホームページ・フェイスブックの更新やYouTubeアカウントを作成し、三役修業塾発表会や伝承委員会制作映像の配信を行っている。</p> <p>市内の観光施設と共催による共通割引券(パスポート)事業に参加し入館促進に努め、入館者の利便性を図るため「電子決済PayPay」を導入した。</p> <p>年間会員(法人、個人)の新規獲得、継続により、館内入館特典を活用してもらい、博物館の認知度向上、入館者増を図っていく。</p>
--	--

<p>(2) 地域・関係機関・ボランティア等との連携についての考え方や方策</p>	<p>山組所有の曳山を展示する博物館であり、山組の協力なくしては成立しない。3ヶ月ごとに2山づつ展示替えのたび、4山組の協力を得て行っている。開館以来20年以上継続しており、恒常的になっているが、地域にささえられた博物館である。</p> <p>長浜曳山まつり推進会議は、山組関係者をはじめ行政、地域の各種団体で構成されており、曳山祭の継承と当財団を側面からサポートする組織であり、「秋の曳山巡行」などの支援を受けている。</p> <p>展示説明ボランティアは不定期に数名が行っているが、来館者の急な展示説明要望に対応できるよう、展示説明ボランティアを山組中心に募集し、ボランティア組織立上げを進めているところである。</p> <p>曳山博物館は、多くのボランティアに支えられており、今後も良好な関係を保って行く。</p>
<p>(3) 施設のPRや情報提供など広報活動についての効果的な取組</p>	<p>曳山博物館ホームページ及び長浜曳山文化協会フェイスブックに情報を更新している。さらにはX(旧Twitter)及びLINEの効果的な活用を図っていく。また、長浜曳山文化協会のYouTubeアカウントを作成し、三役修業塾発表会や伝承委員会の制作映像を配信している。</p> <p>令和5年度の曳山祭本日(4月15日)においても、全世界にYouTube生配信した。インターネットを介した情報発信については、より効果的な活用方法を検証して取り組んでいく。</p>

4 サービス向上等【審査基準：条例第4条第1号及び第2号】

<p>(1) 利用者等からのニーズの把握方法</p>	<p>年間を通じてアンケートを実施、定期的集計し来館者ニーズを把握に努めている。</p> <p>受付職員、展示説明ボランティア、事務所などへの直接の申し出等による聴取。</p> <p>グーグルビジネスによるクチコミ投稿からの把握。</p>
<p>(2) 利用者等からの苦情等に対する対応</p>	<p>苦情等については、内容に即した職員が迅速に対応し、原因、事実確認し解決に当たる。</p> <p>常に苦情等の情報を共有し、各種事例に冷静に対応できるよう職員が共通認識する。</p>
<p>(3) その他サービスの質を維持・向上するための取組</p>	<p>迅速、丁寧な受付業務の徹底。</p> <p>施設内外の丁寧な清掃。</p> <p>土日祝日に館内案内人を配置。</p>

5 施設の管理運営等【審査基準：条例第4条第3号及び第4号】

<p>(1) 施設の管理運営における経費節減のための取組</p>	<p>デマンド監視システムによる節電の実施。</p> <p>LINE等のSNS活用による通信費削減</p> <p>LEDライト交換による節電の実施(未実施エリア)。</p>
<p>(2) 利用料金の設定及び設定根拠</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・長浜市曳山博物館管理規則 ・大人600円、小中学生300円 (団体：大人480円、小中学生240円)
<p>(3) 維持管理業務(清掃・保守点検・警備等)の内容、方法、頻度、今後の修繕計画等</p>	<p>[保守点検等]</p> <ul style="list-style-type: none"> ・機械警備 毎日 ・エレベーター保守点検 1回/月 ・自家用電気工作物保安管理 1回/月 ・消防用設備等点検 2回/年

	<ul style="list-style-type: none"> ・演出(調光)照明保守点検 1回/年 ・放送設備点検 1回/年 ・監視カメラ保守点検 1回/年 ・伝承スタジオAV機器保守点検 1回/年 ・伝承スタジオ吊物保守点検 1回/年 ・展示室・収蔵庫燻蒸 1回/年 ・地下トイレピット清掃 1回/年 ・トイレ消臭剤設置 1回/月 ・館内・館外清掃 毎日 ・館外剪定・除草 随時 ・山車スライドテーブル、ターンテーブル保守点検 1回/年 <p>[修繕計画]</p> <p>・文化財の保全や施設利用者への安心安全な環境を提供する視点により、緊急度の高い施設修繕、設備更新から順次行っていく。内容によって短中長期に分け、計画的に行っていく。</p> <p>・建物の躯体、大規模修繕については、事前に市と協議の上進める。</p>
--	---

6 その他【審査基準：条例第4条第4号】

(1) 利用者の個人情報 を保護するための取 組	施設利用者の個人情報については必要以外取得しないように心掛け、必要な場合は取扱いに注意し不要になれば迅速に廃棄するよう統一している。
(2) 施設の管理運営に おける環境に配慮し た取組	<ul style="list-style-type: none"> ・冷暖房・照明設備の最小限の使用 ・ゴミの分別 ・公用車使用の制限（近隣は自転車等の使用）
(3) 防災、防犯その他 緊急時（災害・事故 等）の対応及び危機 管理体制	<ul style="list-style-type: none"> ・職員緊急連絡網の整備 ・危機管理マニュアルの整備 ・消防計画の整備 ・警備会社へ夜間警備の委託 ・火災・災害対応・避難訓練の実施 ・救急救命講習会の実施
(4) 同様・類似の業務 の実績等	特になし

7 自由提案【審査基準：条例第4条第2号及び第5号】

<p>その他施設の管理運営業務を効果的・効率的に推進していくために提案したいこと、貴団体の独自性やアピールしたいこと</p>	<p>長浜市曳山博物館は、平成12年(2000年)10月に開館している。管理は開館と同時に、当財団の前身(財)長浜曳山文化協会が受託し、平成18年(2006年)には指定管理制度が導入され、以降は指定管理受託者として、長浜市曳山博物館の管理運営に当たっている。平成30年(2018年)までは、当財団に市職員が派遣されていたが、翌年から市派遣職員はゼロとなり、現在は財団職員による管理となっている。</p> <p>開館から20年を経過すると、各所に経年劣化による不具合が生じており、上質な空間を提供する博物館には相応しくない状況である。特</p>
--	---

に日常の管理を行なう上で、施設、機器等に損傷が出た場合には、展示業務が行えず、休館措置等の対策を取らざるを得ない状況に陥る。

市職員の派遣の有無に関わらず、施設設備等の更新計画を策定し、計画が見えることで、適切な管理・運営に繋がることから、早急な更新計画を立案する。

当財団は、前述のように、長浜市曳山博物館を20年超管理する実績がある。この間、定款にある長浜曳山祭の保存・伝承を進めるに当たり、曳山博物館を最大限に活用している。曳山の修理は、長浜曳山祭行事・曳山保存専門委員会を組織し、諸官庁の補助を受け、修理ドックにおいて6基の曳山を解体修理した実績がある。

近年では、長浜以外の地域の祭の山車、屋台等についても、地域で修繕ができる場所がないため、当館修理ドックの使用依頼があり活用を図っている。

子ども歌舞伎には、大夫、三味線、振付の3部門があり、三役修業塾として平成2年(1990年)に開講している。当財団発足と同時に財団所属となり、平成28年(2016年)には振付部門を開講し、名実ともに三役修業塾となる。長浜曳山祭の大夫、三味線の出演は言うに及ばず、毎年、垂井町、米原市の祭に参加しており、三役修業塾なくしては祭の開催が危ぶまれるまでの地位を占めるようになっている。

現在、講師1名、塾長1名、振付8名、大夫9名、三味線4名が塾生として稽古に励まれているが、これ以外にも市外(播磨、中津川)からの稽古に参加されている方もおられる。

事業計画書

1 管理運営についての基本方針等【審査基準：条例第4条第1号及び第2号】

(1) 施設の管理運営についての基本方針を提示してください。

長浜市曳山博物館管理条例によると、長浜曳山祭の保存伝承及び祭から派生した地域文化の創造を図り、地域社会の実現に寄与することを目的としている。当財団の定款においても、「長浜曳山祭の曳山行事」保存・伝承に関する事業推進が中心であり、常設の実物曳山の展示を核として、定期的に企画展を開催し普及啓発に努め、曳山祭の認知度の向上を図る。

また、曳山祭の曳山、懸装品、山蔵等の保存については、長浜曳山祭行事・曳山保存専門委員会において修理ドック等を活用し適切な保存に努める。さらに、子ども歌舞伎に欠かせない、三役(義太夫、三味線、振付)については、従来どおり博物館を稽古拠点として三役修業塾の充実を図る。

長浜市曳山博物館のメインである曳山祭の展示をはじめ、曳山等の保存修理、伝統芸能の継承について博物館を拠点として推進する。

また、まちなか(中心市街地)の賑わいを創出するために、従来型のイベントや新たな若者による広場でのイベント開催、定期的なキッチンカー等の出店により地域コミュニティ機能の拡充を図っていく。

(2) 指定管理者を希望する理由・目的を提示してください。

平成12年10月に開館した長浜市曳山博物館は、重要無形民俗民族文化財の「長浜曳山祭の曳山行事」の保護団体として文化庁から認定された(公財)長浜曳山文化協会が管理を受託し運営に当たってきた。当財団の目的である長浜曳山祭の保存・修理、祭から派生した文化の継承、普及啓発に関する様々な事業を展開し、活動の中核施設として長浜市曳山博物館を位置づけており、今後の活動を遅滞なく進めるには大変重要な施設となっている。

また、長浜市曳山博物館は長浜曳山祭の曳山本物を展示するという特色があり、4基を収蔵し2基ずつ常設展示している。動く美術館と言われる貴重な文化財の曳山を展示するには、専門知識のある学芸員が所属していることは当然であり、かつ、曳山所有者の山組と長年にわたり信頼関係を築いてきた当財団が適任と考える。

さらに、当財団の前身である「長浜曳山保存会」から、曳山祭の子ども歌舞伎の振付、太夫、三味線を地元で養成する三役修業塾を開講し、現在まで連綿と受け継がれ、太夫、三味線において塾生は曳山祭にはなくてはならない存在にまでに成長した。この三役修業塾も例外にもれず、長浜曳山博物館を練習拠点として定期的な発表会を開催し保存・伝承に大きく寄与していると確信する。

曳山祭に関係する曳山等の保存・修理については、長浜曳山祭行事・曳山保存専門委員会を組織し、諸官庁の補助を受け、修理ドックにおける曳山修理の支援を行っている。そのほか懸装品、山蔵等も同様に修理支援を行っており、令和2年度からは、当協会が各山組から発注を請け負う方式として、行程・品質管理の精度を上げている。

このように、当財団が指定管理を受け、長浜市曳山博物館を核とし、曳山祭の保存・伝承を推進する。

(3) 施設の課題とその対応について提示してください。

○施設の経年劣化

長浜市曳山博物館は平成12年10月の開館から間もなく25年を迎えるが、施設内外の躯体、設備ともに経年劣化がかなり進んでいる。

雨漏れなど博物館の開館に影響を及ぼす事案等については、市関係課と連携して対応にあたる。

博物館としての要は、高度な仕様になっている展示施設（空間）にある。曳山収蔵庫、懸装品収蔵庫、関連資料の展示ケース等の点検及び修繕及び温度や湿度、照明など文化財に負担のかからない環境を維持するため、細心の注意を払いながら、管理運営に努める。

また、展示施設としてだけでなく、トイレや授乳室などのユーティリティ（公共的施設）を備える施設であるが、授乳室は隣にある地下污水ピットの酷い臭気のため、利用できる環境にない。特に夏場においては「クールシェア」としての需要も高く、一時救護を要する利用者もおられるため、利用者にとって安心、安全に利用できるよう整備していく。

○コロナ対策

新型コロナウイルス感染症法上、5類に移行され1年が経過したが、いまだ感染者数は増加と減少を繰り返しており、夏場と冬場に増加する傾向が見られる。博物館の構造として喚起を十分に行える状況ではないが、継続して館内の手拭きによる除菌、体温計・空気清浄機の設置、換気の徹底を行なっていく。

○入館者対策

新型コロナウイルス感染症が5類に移行され、本市への観光客も徐々に回復傾向が見られる。しかしながら、観光客は、これまでの団体バスから個人マイカーに、高齢者層から若者世代に、施設見学から食べ歩きなどに様子に変化してきている。

また、長浜のまちなか観光は、黒壁ガラス館を中心に距離が遠のくほど回遊性が低減する傾向にあり、曳山博物館周辺においても一定減少しているが、博物館周辺まで来られている観光客を取り込めている状況ではないため、入館者対策は必要である。

掲示板及びデジタルサイネージでの企画展等の情報発信、シャギリ、提灯、門幕の取り付け、幟旗設置、広場に誘導カーペットの敷設などを行う。

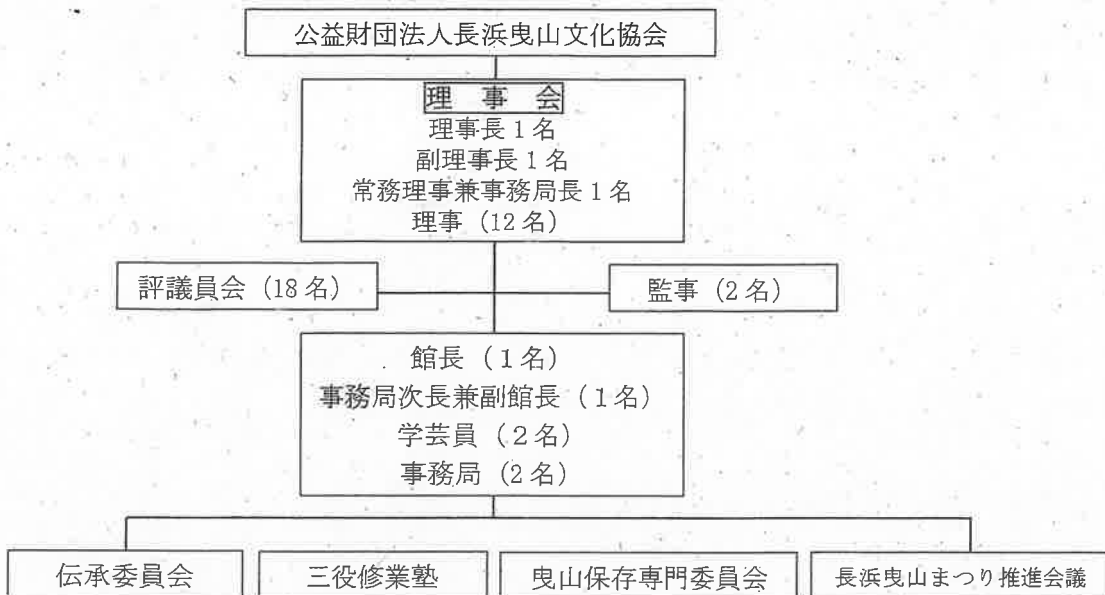
近年の入館者数は微増、微減による推移となっているが、新たな企画、山組とのコラボレーションなど、従来型の資料展示だけに頼るのではなく、アイデアの発掘と具現化に努めていく。ホームページ、SNSを活用した情報発信の充実、市内の観光施設との連携の強化も進めていく。

○公益法人制度改革

2025年（令和7年）4月より公益法人の新制度が開始される見込みであるが、「収支相償」については「中期的収支均衡」となり、剰余金は5年間に解消すればよくなる。また、剰余金は「公益充実資金（これまでの特定費用準備資金と資産取得資金を統合）」として費用算入ができ、公益目的事業全体で収支均衡が判定できる等、より公益活動が行ないやすくなるものと考えられる。また、公益充実資金は、施設修繕や大型イベント等への財源として積み立てすることが可能になるため、現在、曳山博物館が抱える多くの課題について計画的に資金充当することができるようになるが、顧問税理士法人及び市関係課との協議、調整を踏まえ適切な執行を行っていく。

2 組織体制・職員配置等【審査基準：条例第4条第4号】

(1) 管理運営の組織体制を提示してください。



(2) 管理運営に係る職員配置及び今後の採用計画を提示してください。

役職	担当業務内容	資格・能力等	雇用形態	勤務形態
館長	総括		非常勤	月/3
常務理事兼 事務局長	施設管理		常勤	通常勤務 8:30-17:15
事務局次長兼 副館長	施設管理	甲種防火管理者	常勤	同
学芸員	展示業務・管理	学芸員	常勤	同
学芸員	展示業務・管理	学芸員	常勤	同
事務員	施設管理・経理		常勤	同
事務員	展示業務・広報		常勤	同
パート	受付業務		非常勤	同 月/10
パート	受付業務		非常勤	同 月/10
パート	受付業務		非常勤	同 月/6

(職員の採用計画)

(3) 人材育成の考え方や職員の研修計画等を提示してください。

職員数名の当財団では、計画的な職員研修を実施するための人員、費用を生み出せないことから、職務執行能力は個々の努力によるところが大きい。しかしながら、学芸員の育成は当館には必須であるため、他の博物館の学芸員との交流や展示方法、学術的資料の作成方法など積極的に先進事例を学べる機会を増やしていく。

また、全国山・鉾・屋台保存連合会・祭屋台等製作修理技術者会、日本博物館協会、滋賀県博物館協会等の全国組織に加盟しており、それぞれの協会から学術資料等送付資料を活用し個々の能力を高める。

3 利用促進等【審査基準：条例第4条第1号及び第2号】

(1) 施設の利用促進に向けた具体的な取組（施設の特色を活かした自主事業の展開を含む。）及び達成目標を提示してください。

○博物館活動の重要な部分を占める展示については、常設の曳山展示の他、年間を通じて企画展等を開催、計画に沿った効果的な宣伝活動に努め集客増を図る。その中で、曳山博物館に来館したことがない小中学生をターゲットにした取組みを実施していく。

また、企画展や新たなコンテンツを開発した際、地元の商店街、まちづくり団体等との連携により積極的な着地型の情報発信を行う。着地型については、観光協会との連携を強化するとともに、HPにおいてもプロセスエコノミーを取り入れた情報の更新により、博物館に興味を持ってもらえる工夫も試みたい。

○当財団の三役修業塾では、日々の稽古の成果を発表する場を設け、歌舞伎に関連する、義太夫、三味線、振付の発表会を開催し、普及啓発を進め集客に努める。

○当財団の伝承委員会において、長浜市立西中学校第1学年の「曳山文化教室」の4講座を受け持ち、曳山博物館を活用した教室の実施により、中学生の入館率を高めている。第1学年での学び、体験を通して、第2学年4月の長浜曳山祭の本日に、観光客等に向けたガイドとして活躍してもらおう。また、市内小学校の校外学習の一環として、博物館の見学受け入れや学校に赴いての事前学習も行っていく。

○玄関ロビーでは、常時曳山関連DVDを上映、曳山（山車）に所縁のある浜仏壇の展示、来館記念の写真撮影場所としてAR撮影スポットの設置により無料ゾーンの充実を図り、入館への誘導を行う。

○貸館事業は、まちなかの利便性と格安の料金設定が相まって多くの利用者がある。冷暖使用時の費用対効果の検証も必要だが、春、秋等に従来の枠にとられない、講演会等を展示室で行うなど、利用促進を図る。

【達成目標】

年度	利用者数	積算根拠
令和7年度	22,000人	コロナ禍には1.1万人まで落ち込んだが、コロナ第5類移行に伴い令和4年度は1.8万人、令和5年度は2.0万人まで回復したものの、コロナ禍前の2.8万人には戻りきっていない。不確定要素も多い中、新たな取り組みの検討、実施により入館者増を図っていく。
令和8年度	23,000人	
令和9年度	24,000人	
令和10年度	25,000人	
令和11年度	26,000人	

(2) 地域・関係機関・ボランティア等との連携についての考え方や方策を提示してください

○山組所有の曳山を展示する博物館であり、山組の協力なくしては成立しない。3ヶ月ごとに2山ずつ展示替えのたび、4山組の協力を得て行っている。開館以来20年以上継続しており、恒常的になっているが、地域に支えられた博物館である。

○長浜曳山まつり推進会議は、山組関係者をはじめ行政、地域の各種団体で構成されており、曳山祭の継承と当財団を側面からサポートする組織であり、「秋の曳山巡行」などの支援を受けている。

○展示説明ボランティアは、不定期に数名が行っているが、来館者の急な展示説明要望に対応できるよう、展示説明ボランティアを山組中心に募集し、ボランティア組織立上げを進めているところである。

○曳山博物館は、中心市街地に位置し、商店街連盟とは相互扶助の関係を構築しており、アーケード内に曳山博物館案内垂幕の掲示、消雪装置の共同管理などを行っている。また、曳山博物館展示ポスター掲示、チラシ、割引券配布などの協力も得ており、今後も良好な関係を継続する。

○えきまちテラス長浜1階で運営されている大学生、高校生のサードプレイス「itteki」やまちなかで活動を考えている若者層との連携を模索していく。

○博物館は、「大手門通り商店街」「博物館通り商店街」に交わる箇所位置しているが、入館の多くは「大手門通り商店街（広場側）」からである。博物館通りへの回遊性を高め、正面入口への誘導を図るため博物館前の再開発ビル「スコーレ」や商店街との連携を強化する。

(3) 施設のPRや情報提供など広報活動についての効果的な取組を提示してください。

○曳山博物館ホームページに多言語ページを設けており、ホームページ・フェイスブックを常に最新情報に更新する。

○長浜曳山文化協会のユーチューブアカウントを作成し、三役修業塾発表会や伝承委員会の制作映像を配信している。

○祭本日(4月15日)は、全世界にユーチューブ生配信していく。今後は、インターネットを介した情報発信については、より効果的な活用方法を検証して取り組んでいく。

○年間を通じて行う企画展会ごとのチラシ・ポスターを、市内観光施設や県内外の博物館に配布し普及啓発を行なう。また、市内小学校中学校の保護者向けには、LINEを活用した情報発信ができるため市教育委員会と連携していく。

○JAF機関紙、旅行雑誌やクーポン取扱旅行社等の刊行物へ掲載のため情報提供を行う。

○市の記者クラブ(報道機関)に対して情報提供を行う。

○商工会議所の定例記者発表を活用し情報提供を行う。

○企画展の解説シートを作成、販売し、曳山博物館の魅力を発信する。

○長浜おでかけパスポート等へ参画し、近隣施設と連携した広報を行う。

○近江のまつりフォーラム、全国山鉾屋台保存連合会総会などを通じて情報発信する。

4 サービス向上等【審査基準：条例第4条第1号及び第2号】

(1) 利用者等からのニーズの把握方法を提示してください。

○年間を通じてアンケートを実施、定期的に集計し来館者ニーズを把握に努めている。

○受付職員、展示説明ボランティア、事務所などへの直接の申し出等による聴取。

○グーグルビジネスによるクチコミ投稿からの把握。

(2) 利用者等からの苦情等に対する対応について提示してください。

○苦情等については内容に即した職員が迅速に対応し、原因、事実確認し解決に当たる。

○常に苦情等の情報を共有し、各種事例に冷静に対応できるよう職員が共通認識する。

(3) その他サービスの質を維持・向上するための取組について提示してください。

○迅速、丁寧な受付業務、身だしなみ、言葉使いなど接客マナーを意識している。

○施設内外の丁寧な清掃に努める。

○魅力的なイベント等の実施を心掛ける。

ナイトミュージアム、缶バッジプレゼント、クイズラリー
 ○展示解説ボランティアの充足
 長浜ボランティアガイド協会による定期的な館内解説、山組関係者による解説

5 施設の管理運営等【審査基準：条例第4条第3号及び第4号】

(1) 施設の管理運営における経費節減のための取組について提示してください。
 ○デマンド監視システムによる節電の実施。
 ○LINE等のSNS活用による通信費削減
 ○LEDライト交換による節電の実施。

(2) 利用料金の設定及び設定根拠について提示してください。

区分	単位	料金		利用料金案)
		個人	団体	
入館料	一般	600円	480円	
	児童・生徒	300円	240円	

(利用料金の設定根拠)

長浜市曳山博物館管理規則

(3) 維持管理業務（清掃・保守点検・警備等）の内容、方法、頻度、今後の修繕計画等について提示してください。

[保守点検等]

機械警備	毎日	エレベーター保守点検	1回/月
自家用電気工作物保安管理	1回/月	消防用設備等点検	2回/年
演出(調光)照明保守点検	1回/年	放送設備点検	1回/年
監視カメラ保守点検	1回/年	伝承スタジオAV機器保守点検	1回/年
伝承スタジオ吊物保守点検	1回/年	展示室・収蔵庫燻蒸	1回/年
地下トイレピット清掃	1回/年	トイレ消臭剤設置	1回/月
館内・館外清掃	毎日	館外剪定・除草	随時
山車スライドテーブル、 ターンテーブル保守点検	1回/年		

[修繕計画]

- ・文化財の保全や施設利用者への安心安全な環境を提供するため、緊急度の高い施設修繕、設備更新から計画的に行っていく。
- ・建物の躯体、大規模修繕については、事前に市と協議の上進める。

6 その他【審査基準：条例第4条第4号】

(1) 利用者の個人情報保護するための取組を提示してください。

施設利用者の個人情報については必要以外取得しないように心掛け、必要な場合は取扱いに注意し不要になれば迅速に廃棄するよう統一している。

(2) 施設の管理運営における環境に配慮した取組を提示してください。

- 冷暖房・照明設備の最小限の使用
- ゴミの分別
- 公用車使用の制限（近隣は自転車等の使用）
- 敷地内清掃は人手とし、薬品の使用不可

(3) 防災、防犯その他緊急時（災害・事故等）の対応及び危機管理体制について提示してください。

- 職員緊急連絡網の整備
- 危機管理マニュアルの整備
- 消防計画の整備
- 火災・災害対応・避難訓練の実施
- 救急救命講習会の実施
- 警備会社へ夜間警備の委託

(4) 同様・類似の業務の実績等があれば、記入してください。

特になし

7 自由提案【審査基準：条例第4条第2号及び第5号】

その他施設の管理運営業務を効果的・効率的に推進していくために提案したいこと、貴団体の独自性やアピールしたいことがあれば、記入してください。（例：女性・若者の参画、資材等の地元調達など）

長浜市曳山博物館は、平成12年(2000年)10月に開館している。管理は開館と同時に、当財団の前身(財)長浜曳山文化協会が受託し、平成18年(2006年)には指定管理制度が導入され、以降は指定管理受託者として、長浜市曳山博物館の管理運営に当たっている。平成30年(2018年)までは、当財団に市職員が派遣されていたが、翌年から市派遣職員はゼロとなったが、令和4年(2022年)から再度市職員が派遣されるようになり管理を行っている。

開館から20年以上が経過し、各所に経年劣化による不具合が生じてきており、上質な空間を提供する博物館には相応しくない状況である。特に日常の管理を行なう上で、施設、機器等に損傷が出た場合には、展示業務が行えず、休館措置等の対策を取らざるを得ない状況に陥る。

市職員の派遣の有無に関わらず、施設設備等の更新計画を策定し、計画が見えることで、適切な管理・運営に繋がることから、早急な更新計画を立案する。

当財団は、前述のように、長浜市曳山博物館を20年超管理する実績がある。この間、定款にある長浜曳山祭の保存・伝承を進めるに当たり、曳山博物館を最大限に活用している。曳山の修理は、長浜曳山祭行事・曳山保存専門委員会を組織し、諸官庁の補助を受け、6基の曳山を修理した実績がある。

子ども歌舞伎には、大夫、三味線、振付の3部門があり、三役修業塾として平成2年(1990年)に開講している。当財団発足と同時に財団所属となり、平成28年(2016年)には振付部門を開講し、名実ともに三役修業塾となる。長浜曳山祭の大夫、三味線の出演は言うに及ばず、毎年、垂井町、米原市の祭に参加しており、三役修業塾なくしては祭の開催が危ぶまれるまでの地位を占めるようになっている。また、三役修業塾では、毎年秋に稽古の成果発表会を行っているが、こうした機会を活用して近隣の祭執行団体との交流を深めていく。

現在、講師1名、塾長1名のほか、振付8名、太夫9名、三味線4名が塾生として稽古に励まれているが、これ以外にも市外(播磨、中津川)からも稽古に参加されている方もおられる。この実績は、まさに地域の伝統文化を継承していくための好事例である。

また、平成11年(1999年)の財団設立と同時に、財団内に伝承委員会を設立し、これまで長浜曳山祭の普及啓発を目的として「市民曳山まつり講座」や、山組若衆を対象とした「楽衆塾」(がくしゅうじゅく)を開催してきた。平成17年度(2005年)からは、長浜市立西中学校第一学年の「曳山文化教室」4講座開催の支援を行っており、現在も継続して支援を行っている。次世代を担う中学生には、意義のある講座である。令和4年度及び令和5年度のまつり当日は、当講座を受講した新2年生が観光客等に向けたガイドとして活躍している。

当財団は、長浜市曳山博物館を長期にわたり管理運営する中で、曳山博物館の持てる機能を最大限に生かし、長浜曳山祭の保存伝承を未来永劫継続する財団である。

様式第3号

収支計画書 (総括表)

(単位：千円)

科目	令和7年度	令和8年度	令和9年度	合計
指定管理料	31,392	31,392	31,392	94,176
利用料金収入	6,784	7,092	7,400	21,276
その他の収入	235	239	244	718
小計 (指定管理業務)	38,411	38,723	39,036	116,170
合計	38,411	38,723	39,036	116,170

科目	令和7年度	令和8年度	令和9年度	合計
人件費	18,336	18,336	18,336	55,008
維持管理費	14,566	14,957	14,603	44,126
修繕費	1,369	1,100	1,500	3,969
その他の支出	4,140	4,330	4,597	13,067
小計 (指定管理業務)	38,411	38,723	39,036	116,170
合計	38,411	38,723	39,036	116,170

収支計画書（年度別内訳表）

年度	令和7年度（令和7年4月1日～令和8年3月31日）
----	---------------------------

1 収入

（単位：千円）

科目	金額	積算根拠等
指定管理料	31,392	
利用料金収入	6,784	@376円/人×目標22,000人×0.82（直近3カ年の有料入館者数割合）
会員券	235	R5ベース(226千円)×1.04
計	235	
小計（指定管理業務）	38,411	
合計	38,411	

2 支出

科目	金額	積算根拠等
人件費	18,336	館長1名 事務局長1名 事務局次長1名 学芸員2名 事務局員2名 パート3名
維持管理費	光熱水費	5,409 R5実績 + 燃料費補助分
	清掃費	1,923 清掃シルバー委託 モップレンタル 外観広場清掃 トイレ消毒・浄化槽管理委託 トイレ洗浄器・芳香器管理
	警備費	238 警備委託
	消耗品費	1,325 事務用消耗品 電球・蛍光灯 館内使用消耗品 過去3カ年平均(R3.R4.R5)
	賃借料	1,146 コピー機リース、コピーチャージ料 AEDリース 事務用PC・企業会計PCリース メールサーバー コンプレッサー
	建築物・建築設備の維持管理	2,166 電気保安管理 エレベーター点検 建築法12条点検 ターンテーブル・スライドテーブル点検
	施設内設備の維持管理	1,929 消防設備点検 HP管理 調光照明保守点検 監視カメラ・AV機器点検 吊物保守点検
	備品等の維持管理	40 高所作業車法定点検
	役務費	390 賠償責任保険 事業保険(文化財) フレッツ光・Adobe使用料 振込手数料
	計	14,566
修繕費	1,369	指定管理業務に関する基本協定書第18条第2項による修繕 その他小修繕
その他	曳山交替式事業	1,630 山組謝礼、警備委託、賠償保険、消耗品
	普及啓発事業	1,040 チラシ・ポスター・図録印刷、出陣謝礼、資料輸送、看板作成 特別企画展
	資料調査事業	750 八幡宮奉納狂言定点撮影
	入館促進事業	720 送客手数料、印刷費、看板作成委託
	計	4,140
合計	38,411	

収支計画書（年度別内訳表）

年度	令和8年度（令和8年4月1日～令和9年3月31日）
----	---------------------------

1 収入

（単位：千円）

科目	金額	積算根拠等
指定管理料	31,392	
利用料金収入	7,092	@376円/人×目標23,000人×0.82（直近3カ年の有料入館者数割合）
会員券	239	R7ベース(235千円)×1.02
計	239	
小計（指定管理業務）	38,723	
合計	38,723	

2 支出

科目	金額	積算根拠等
人件費	18,336	館長1名 事務局長1名 事務局次長1名 学芸員2名 事務局員2名 パート3名
維持管理費	光熱水費	5,600 R5実績 + 燃料費補助分
	清掃費	1,573 清掃シルバー委託 モップレンタル 外観広場清掃 トイレ消毒・浄化槽管理委託 トイレ洗浄器・芳香器管理
	警備費	238 警備委託
	消耗品費	1,325 事務用消耗品 電球・蛍光灯 館内使用消耗品 過去3カ年平均(R3.R4.R5)
	賃借料	1,146 コピー機リース、コピーチャージ料 AEDリース 事務用PC・企業会計PCリース メールサーバー
	建築物・建築設備の維持管理	2,166 電気保安管理 エレベーター点検 建築法12条点検 ターンテーブル・スライドテーブル点検
	施設内設備の維持管理	2,479 消防設備点検 HP管理 監視カメラ・AV機器点検 吊物保守点検
	備品等の維持管理	40 高所作業車法定点検
	役務費	390 賠償責任保険 事業保険(文化財) フレッツ光・Adobe使用料・振込手数料
	計	14,957
修繕費	1,100	指定管理業務に関する基本協定書第18条第2項による修繕 その他小修繕
その他	曳山交替式事業	1,630 山組謝礼、警備委託、賠償保険、消耗品 その他小修繕
	普及啓発事業	1,200 チラシ・ポスター・図録印刷、出陳謝礼、資料輸送、看板作成 特別企画展
	資料調査事業	750 八幡宮奉納狂言定点撮影
	入館促進事業	750 送客手数料、印刷費、看板作成委託
	計	4,330
合計	38,723	

様式第3号の2

収支計画書（年度別内訳表）

年度	令和9年度（令和9年4月1日～令和10年3月31日）
----	----------------------------

1 収入

（単位：千円）

科目	金額	積算根拠等
指定管理料	31,392	
利用料金収入	7,400	@376円/人×目標24,000人×0.82（直近3カ年の有料入館者数割合）
会員券	244	R8ベース(239千円)×1.02
計	244	
小計（指定管理業務）	39,036	
合計	39,036	

2 支出

科目	金額	積算根拠等
人件費	18,336	館長1名 事務局長1名 事務局次長1名 学芸員2名 事務局員2名 パート3名
維持管理費	光熱水費	R5実績 + 燃料費補助分
	清掃費	清掃シルバー委託 モップレンタル 外観広場清掃 トイレ消毒・浄化槽管理委託 トイレ洗浄器・芳香器管理
	警備費	警備委託
	消耗品費	事務用消耗品 電球・蛍光灯 館内使用消耗品 過去3カ年平均(R3,R4,R5)
	賃借料	コピー機リース、コピーチャージ料 AEDリース 事務用PC・企業会計PCリース メールサーバー
	建築物・建築設備の維持管理	電気保安管理 エレベーター点検 建築法12条点検 ターンテーブル・スライドテーブル点検
	施設内設備の維持管理	消防設備点検 HP管理 監視カメラ・AV機器点検 吊物保守点検
	備品等の維持管理	高所作業車法定点検
	役務費	賠償責任保険 事業保険(文化財) フレッツ光・Adobe使用料 振込手数料
	計	14,603
修繕費	1,500	指定管理業務に関する基本協定書第18条第2項による修繕 その他小修繕
その他	曳山交替式事業	山組謝礼、警備委託、賠償保険、消耗品
	普及啓発事業	チラシ・ポスター・図録印刷、出陳謝礼、資料輸送、看板作成 特別企画展
	資料調査事業	八幡宮奉納狂言定点撮影
	入館促進事業	送客手数料、印刷費、看板作成委託
	計	4,597
合計	39,036	